

## 危機対応チームに関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県弁護士会（以下「乙」という。）は、甲が設置する「危機対応チーム」に関して、次のとおり協定を締結する。

## （危機対応チームの設置）

- 第1条 甲は、甲が設置する市立学校において、在籍する児童生徒、保護者、地域住民、教職員等からの訴え等により子どもへの性暴力事案が発生したと疑われるときは、被害の訴えに基づき、速やかに関係教職員からの聴取等を行う。
- 2 甲は、前項の聴取等を適切かつ速やかに行うため、弁護士、警察OB等を構成員とする「危機対応チーム」を設置する。

## （危機対応チームの役割）

- 第2条 危機対応チームは、甲が設置する市立学校に在籍する児童生徒、保護者、地域住民、教職員等からの訴え等を受け、関係教職員からの聴取等を行うことで性暴力事案の真相を明らかにすることを目的として、事案に応じて必要性を検討の上で、次の各号に掲げる聴取等を実施する。
- (1) 被害の訴えに基づき、性暴力事案を起こしたと疑いのある職員への認否等の確認
- (2) 証人となり得る者への聴取等の実施
- 2 危機対応チームは、前項の聴取結果等をまとめた報告書を甲に提出する。

## （弁護士の推薦等）

- 第3条 甲は、性暴力事案発生時に速やかに対応するため、乙に対し、予め危機対応チームの構成員として適任な弁護士の推薦を依頼する。
- 2 乙は、前項の依頼を受けたときは、甲に対し、3名程度の弁護士を推薦する。
- 3 甲は、前条の聴取等を実施する必要が生じたときは、前項の推薦を受けた弁護士に対し、危機対応チームへの参加を要請することができる。

## （推薦の期間）

- 第4条 乙による弁護士の推薦の期間は、前条第2項による推薦の日から翌年3月31日までとする。
- 2 前項に定める推薦の期間は、第3条第3項によって、危機対応チームに参加した弁護士については、当該チームの任務終了まで延長することができる。

## （費用）

- 第5条 甲は、危機対応チームに参加した弁護士に対して、弁護士1名あたり聴取等1回に

つき3万円の費用を支払う。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月28日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉市中央区中央4丁目13番9号  
千葉県弁護士会  
会長 篠崎 純